

**乳ガン検診はマンモグラフィー検診に変わります**

乳ガンは、胃がん・大腸がんと並んで、女性に最も多いがんの一つです。今や女性の20人に1人の割合で罹るといわれています。特に、40歳から50歳代の女性に多く、この年代のがん死亡の23%を占めています。今年度よりマンモグラフィー(乳房専用のX線撮影)と視触診による集団検診となります。日程により申込時期が異なりますので、広報で確認のうえ、ぜひお受けください。

問い合わせ 保健センター ☎258-11236



**日程**

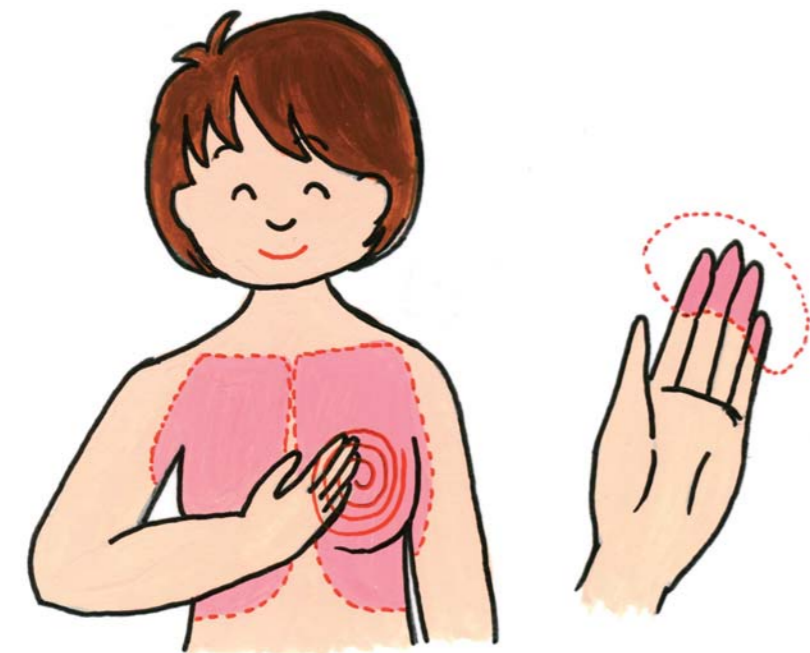
- ・ 8月10日(月)、11日(火)
- ↓ 広報6月1日号掲載
- ・ 12月14日(月)、15日(火)、16日(水)
- ↓ 広報10月1日号掲載
- ・ 1月26日(火)、27日(水)、28日(木)
- ↓ 広報11月1日号掲載
- ・ 3月2日(火)、3日(水)
- ↓ 広報1月1日号掲載

※次年度より、誕生日によって2年に1回の受診となります。  
平成22年度は、奇数月生まれの方が対象となりますので、偶数月生まれの方は、今年度中に受診してください。

2年に1回でも毎月受診した場合と、ほぼ同様の有効性が示されています。その間は自己チェックを心掛けてください。

**自己チェックの方法**

月経が終わって1週間以内が自己触診に適しています。閉経後は覚えやすい日に決めましょう。お風呂やシャワーの時に指の腹でわきの下から乳首に向かって渦巻きを描くように触ります。また、図のような範囲をわきの下まで触るようにしましょう。



**所得段階が7段階8区分に細分化されました**

平成18年〜平成20年度の介護保険料は所得段階により6段階に分けておりました。今回の見直しにより、所得段階を7段階8区分に細分化いたしました。

【新設した段階】  
●特例第4段階：現行の第4段階を細分化し、世帯内に課税者がいる場合で合計所得+年金収入額が80万円以下の人は保険料額が減額となります。  
●第5段階：現行は課税されている人の所得は200万円を基準としておりましたが細分化により、合計所得が125万円未満の人は保険料額が減額となります。

段階別	対象者	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	17,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	17,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の人	26,100円
特例第4段階	世帯内に住民税課税者がいて、本人が住民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	28,800円
第4段階	世帯内に住民税課税者がいて、本人は住民税非課税の人	34,800円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得が125万円未満の人	39,300円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得が200万円未満の人	43,500円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得が200万円以上の人	52,200円

**第4期介護保険料について(平成21年〜平成23年度)**  
基準月額額は2,900円(年額34,800円)

介護保険料は3年ごとに介護保険事業計画で見直すこととなります。(第4期計画の初年度になります。)  
65歳以上の人の介護保険料は、介護サービス費用にかかる費用などから算定された基準額をもとに決定します。  
第4期介護保険事業計画により算定された介護保険料の基準額は、第3期介護保険料と同額に据え置くことになりました。

※住民税確定後に保険料額が決定します。決定時期は7月上旬頃になります



**介護報酬改定に伴う保険料上昇分の軽減について**

介護保険料の上昇分のうち、介護報酬改定(+3%)に伴う増加分は、特例交付金(国費)による軽減と、準備基金の取り崩しにより、三芳町では3年間(平成21年〜平成23年)の保険料額を平成18年〜平成20年度と同額に据え置くことができました。